

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

消費税が課税されないもの

Q : 私は、個人事業者です。消費税の事業者免税点が1,000万円に引下げられたとのことで、平成15年度の課税売上高を求めてみなければなりません。全ての取引に消費税が課税されるのですか。

A : 消費税には性格上課税されないものと政策的配慮から課税されないものがあります。

【解説】

平成15年度の税制改正によって、消費税の事業者免税点が3,000万円から1,000万円に引下げられたことから、個人事業者においては、平成15年度の課税売上高が1,000万円を超えるかどうか計算してみる必要性が生じてきました。

計算の結果、課税売上高が1,000万円を超えていれば、来年度は消費税の課税事業者となり、消費税の申告をしなければなりません。

ところで、消費税の課税売上高とは、事業上の総収入金額とは若干違い、総収入金額から消費税が課税されない次のような収入金額を差し引いて計算することとされています。

①消費税の性格上非課税とされるもの

- ・土地の譲渡や貸付け
- ・株式等の譲渡
- ・利子、保証料、保険料
- ・商品券やプリペイドカードなどの譲渡

②政策的配慮から非課税とされるもの

- ・住宅の賃貸料や権利金、礼金
- ・社会保険医療
- ・介護保険法に基づく居宅サービス

身体障害者用物品の譲渡、貸付け など

